

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 第 5 号により随意契約をすることができる 場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>緊急の必要により競争入札に付することが できないとき。</p>	<p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し、 契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>2 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契 約の目的を達することができないことの説明</p> <p>本契約は、下水管に汚水の詰まりがみられたた め、平成 31 年 4 月 9 日に配管内部を確認したと ころ、配管接続が一部ずれていることが判明し、 早急の修繕が必要となったものである。</p> <p>そこで、4 月 11 日に専門業者による現地調査 を行い、施工方法の検討を進めた結果、本館正面 入口部分を掘削し、配管を復旧した後、埋戻し、 舗装等を行う必要があることが 4 月 17 日に判明 した。</p> <p>本施設は 4 月 27 日（土）からの 10 連休に多 数の来館者が見込まれるため、現状のまま放置し ておくと、汚水の逆流等も考えられ、4 月 26 日 （金）までに配管を仮復旧し、通行できるよう工 事を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、その作業には 1 週間必要である ため、最低でも 3 日は要する工事見積合せをして いたのでは、時期を失し、施設の利用に支障を来 たすことになる。</p> <p>なお、配管仮復旧後、掘削箇所を舗装を行う必 要があるため、工期は 5 月 24 日までとする。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。